



埼玉西部消防組合告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、令和3年5月1日から、埼玉西部消防組合、坂戸・鶴ヶ島消防組合、比企広域市町村圏組合及び西入間広域消防組合において、別紙の規約により埼玉西部地域消防指令事務協議会を設置することとしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月22日

埼玉西部消防組合管理者 藤本 正 人

